

活用できます！ コロナ対策・支援策

ご相談ください！

日本共産党京都府委員会 075-211-5371(代表)

日本共産党京都府会議員団 075-414-5566

日本共産党京都府内市町村議員団

こちらでは、京都府共通の施策を中心に紹介しています。この他に、自治体独自の施策もありますので、お住まいの地域の議員や自治体にお問い合わせください。

発熱などの症状があるとき

⇒ かかりつけ医、または、きょうと新型コロナ医療相談センターへ

電話：075-414-5487（365日24時間、府内全域）

厚生労働省 新型コロナワクチン相談窓口

☎ 0120-761-770（土日・祝日含む）午前9時～午後9時

医療従事者向け優先接種コールセンター／☎075-211-7201（平日9:30-17:00）

ワクチン接種に不安のある方などの相談窓口

生活保護

「生活保護の申請は国民の権利です」

ためらわずに相談を——厚生労働省がよびかけ

緊急事態宣言等を踏まえ、一時的収入減の方の資産要件など弾力的に運用。扶養照会についても新たな通知がされました。

*扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できないということはありません。

⇒DV や虐待の場合は照会をおこなわない。扶養義務者への直接照会は「扶養義務の履行が期待できる」と判断された場合のみ行う（厚労省通知）

*住むところがない人でも申請できます。

・まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。

府内の相談・申請
窓口一覧



・例えば、施設に入ること同意することが申請の条件ということはありません。

<相談窓口一覧>

***持ち家がある人でも申請できます。**

・利用する資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずご相談ください。



***必要な書類が揃っていないでも申請は出来ます。**

・福祉事務所とご相談ください。



○緊急小口資金(20万円以内) 無利子・保証人不要 (申し込み 8月末まで、社会福祉協議会)

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、対象となります。学生の方も活用できます。

※返済の開始時期を2022年3月末まで延長 2021年度(令和3年度)、または、2022年度(令和4年度)に住民税が非課税(本人および世帯主)の場合、返済は免除されます。

○総合支援資金(20万円(単身15万円)×3ヶ月+3ヶ月の延長が可能)無利子・保証人不要 (申し込み 8月末まで、社会福祉協議会) 8月末までに貸付が終了した世帯に3か月再貸付(合計9か月) 延長

※新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が対象

※償還(返済)免除要件

2021(令和3)年度または、2022(令和4)年度の住民税非課税⇒一括免除

2023(令和5)年度に住民税非課税⇒延長貸し付け分(最大60万円)を一括免除

2024(令和6)年度に住民税非課税⇒再貸付分(最大60万円)を一括免除

○生活困窮者自立支援金 NEW

※支給対象世帯

①緊急小口資金等の特例貸付(上記)を終了した世帯、または、利用できない世帯

②上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※大山崎町・久御山町の方は()内の額

ア) 申請月の世帯収入や、資産合計額が基準
上限額を下回ること

世帯人数	収入上限	資産上限
単身	114,000円 (118,000円)	468,000円 (486,000円)
2人	158,000円 (167,000円)	690,000円 (738,000円)
3人	187,000円 (205,000円)	840,000円 (942,000円)
4人	222,000円 (242,000円)	1,000,000円

イ) 今後の生活の自立に向けて下記のいずれかの活動を行なうこと

—ハローワークに求職申し込み。自立支援機関との面談や求職活動

—就労が困難な場合は、生活保護の申請をおこなう

※申請期間 7月1日~8月31日 ※郵送による申請も可能

※申請・お問い合わせ先(平日 9時~17時) ●京都市及び一般市⇒市役所 ●町村⇒所管の保健所

- 大山崎町……………乙訓保健所(福祉課) /075-933-1154
- 久御山町・井手町・宇治田原町……………山城北保健所(綴喜分室)/0774-63-5745
- 笠置町・和束町・精華町・南山城村……………山城南保健所(福祉課) /0774-72-0208
- 京丹波町……………南丹保健所(福祉課) /0771-62-0363
- 伊根町・与謝野町……………丹後保健所(福祉課) /0772-62-4302

○住居確保給付金(1人世帯上限4万円)3月末までに申請された方は12ヶ月まで延長可能。9月末までに支給が終了した方に3か月間の再支給が可能に！ **延長**

※主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合

※留学生の方も対象です。また、大学生で生計維持者として学費や生活費等を自ら賄っていた場合等も対象となります。

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

支給額 **児童*一人当たり一律5万円** *18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

支給条件 <ひとり親世帯>

- ①2021年4月分の児童扶養手当を受けている方【申請不要】
- ②公的年金を受けていることで児童扶養手当を受けていない方【申請必要】
- ③コロナの影響で家計が急変し児童扶養手当の対象となる水準に下がった【申請必要】

<その他低所得の子育て世帯>

- ①2021年4月分の児童手当か特別児童扶養手当の受給者で、2021年度分の住民税均等割が非課税の方(課税情報が判明し次第、可能限り速やかに支給)【申請不要】
- ②対象児童を養育している方で2021年度分の住民税均等割りが非課税の方【申請必要】
- ③2021年1月1日以降、収入が減り住民税非課税相当の収入になった世帯【申請必要】

問い合わせ

コールセンター 0120-811-166 (平日9:00-18:00) FAX 0120-300-466

京都市専用窓口 222-4310 (平日9:00-17:00) FAX 354-5189

○ひとり親家庭むけ支援(安定就労を通じた中長期的な自立支援や住宅確保) **NEW**

※高等職業訓練促進給付金 月10万円支給(対象期間:4年(上限))

6か月以上の訓練が必要な民間資格(webクリエイター・CAD・LPIC等のデジタル分野の資格や講座、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座)や国家資格(看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等)の取得のための訓練受講中の生活費を支援

※訓練経費については自立支援教育訓練給付金(受講料の6割、上限年間20万円)や、貸付事業(入学準備金50万円、就職準備金20万円)【資格を生かして就職、5年間の従業で返還免除】があります。

※支給額について…住民税課税世帯は月70,500円支給。就学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算。

※この給付金のほかに、入学時の負担を考慮して、養成期間での訓練終了後に高等職業訓練終了支援給付金5万円(住民税課税世帯2万5千円)を支給

※住宅支援資金貸付【償還免除付】 月上限4万円×12か月(無利子・無担保)

住宅確保給付金とは別に、就労に取り組むひとり親世帯に対し、住居の借り上げに必要な資金の無利子貸付制度。安定的な就労につながった場合は1年間の就労継続後に貸付金の償還(返済)を一括して免除

○国民健康保険料減免 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料(税)が減免となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒**全額免除**

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

⇒**一部を減額**

③ 国保でもコロナ特例の傷病手当が支給されます

※ご自身が減免の対象となるかなど、まずは市町村役場、または共産党の議員にご相談ください。

○介護保険料減免

※世帯の主たる生計維持者の事業収入等の10分の3以上減少が見込まれる場合(当該所得の合計額が、400万円以下) **2021年度(令和3年度)も継続**

後期高齢者医療保険料も減免となる場合があります

○新型コロナ対応休業支援金

※中小企業に雇用されている方

事業者が休業されたのに賃金(休業手当)を受け取っていない方**休業前賃金日額の80%を支給(上限額は11,000円)**。ただし、5~6月分は緊急事態宣言・まん延防止等重点措置対象地域以外は上限額9,900円)休業した期間の翌月初日から申請ができます

2020年10月~12月分...申請期限**7月末まで延長**

2021年 1月~ 4月分...申請期限7月31日(土)

2021年 5月~ 6月分...申請期限9月30日(木)

※令和2年(2020年)4月~9月分も申請が受け付けられる場合があります(シフト制等の方)。

※店舗が入居しているショッピングセンターの施設全体が休館し休業となった場合なども対象になります。アルバイトの学生の方も対象です。雇用保険の被保険者でなくても対象となります。事業者の協力が得られない場合でも申請できます。

※大企業に雇用されている方

下記の期間、大企業に雇用されえるシフト制労働者(労働契約上、労働日が明確でない方<シフト制・日々雇用・登録型派遣>)で事業主が休業させたのに賃金(休業手当)を受け取っていない方。

2021年1月8日以降の休業は休業前賃金の80%。2020年4月1日~6月30日までの休業は休業前賃金の60%を支給。日額上限11,000円。(ただし、5~8月分は緊急事態宣言・まん延防止等重点措置対象地域以外は上限額9,900円)

受付期間:

2020年4月~6月分/2021年1月8日~4月分...**2021年7月31日(土)まで**

2021年5月~8月分...**2021年9月30日(木)まで**

○女性への支援(生理用品の提供)

経済的理由等さまざまな事情で生理用品の購入等でお困りの方に生理用品の無償配布が広がっています。詳細は実施自治体のHPをご覧ください。

< 京都市 >



< 向日市 >



< 八幡市 >



< 精華町 >



<久御山町>



< 大山崎町 >



長岡京市などでも配布に向けて
準備が進められています。



○営業時間短縮の要請・協力店舗への協力金

協力金に関する問い合わせ
コールセンター
(平日・土/9:30-17:30)
075-365-7780

要請内容の問い合わせ
コールセンター
(平日/9:00-17:00)
075-414-5907

①京都府緊急事態措置協力金（6月1日～6月20日）

※京都府内の飲食店、喫茶店、遊興施設に対し、酒類提供又はカラオケ設備を提供する場合は休業を要請。提供しない場合は午前5時～午後8時までの時短営業を要請。

●協力金額

・中小企業 売上高に応じて1日4万円～10万円

(前年・前々年の同月の1日のあたりの売上高×0.4)

・大企業 売上高減少額に応じて1日最大20万円

(前年・前々年の同月の1日あたりの売上減少高×0.4)

※施設の床面積合計1千㎡超の商業施設・遊戯施設・遊興施設・サービス業に営業時間短縮(5時～19時)と土日の休業を要請(生活必需品を除く)。また、施設床面積合計1千㎡以下の同施設(生活必需品を除く)に営業時間端子区(5時～20時)と入場整理を要請。

●協力金額

・大規模施設は1千㎡ごとに20万円/日、テナント・出店者 2万円/日

・カラオケ店(食品衛生法に基づく飲食店、喫茶店営業許可を受けていない) 2万円/日・施設(店舗)

※劇場・映画館等、集会・展示施設、ホテル・旅館、運動施設・遊技施設、博物館等に対し、人数制限、時間短縮営業を要請。結婚式場については、酒類提供・カラオケ設備の使用自粛と5時～20時までの時短、1.5時間以内の開催、参加人数の制限を要請。葬祭場については酒類提供の自粛を要請

申請受付 7月1日(木)～8月2日(月)

申請方法 WEB 申請では「緊急事態措置協力金」(2/8-2/28)の「4 で始まる7ケタの受付番号」を入力すると一部書類(施設の写真・口座資料の写し・本人確認書類の写し)の提出を省略できます

※**郵送による申請**／郵便物の追跡が可能な「**レターパックライト**」か「**レターパックプラス**」で

宛先:〒603-8799 京都北郵便局留 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局

8月2日までの消印有効

②まん延防止等重点措置協力金(6月21日～7月11日)

対象地域	京都市内	京都市以外の地域
要請内容	営業時間:午前5時～午後8時 酒類提供:午前11時～午後7時	営業時間:午前5時～午後9時 酒類提供:午前11時～午後8時30分
	カラオケ喫茶、スナック(カラオケボックスを除く)は、時短要請期間中、カラオケ設備の使用を自粛する 【酒類提供条件】①アクリル板等の設置(座席間隔の確保) ②手指消毒の徹底 ③食事中以外のマスク着用の推奨 ④換気の徹底 ⑤同一グループは原則4人以内	
対象施設	飲食店・喫茶店等(宅配・テイクアウトは除く)、遊興施設(接待を伴う飲食店等)*で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は時短要請の対象外。(酒類提供を行う場合は酒類提供要件を満たすこと及びカラオケ設備の使用の自粛を要請)	
協力金額	【売上高方式】 (中小企業) 前年・前々年の6・7月の一日当りの売上 ～7.5万円… 3万円 /日 7.5～25万円…一日の売上高の 4割 25万円～… 10万円 /日 【売上高減少額方式】 (大企業・希望する中小企業) 前年・前々年の6・7月の一日当りの売上 減少額×0.4/日(上限20万円)	【売上高方式】 (中小企業) 前年・前々年の6・7月の一日当りの売上 ～8万3333円… 2.5万円 /日 8.3万～25万円…一日の売上高の 3割 25万円～… 7.5万円 /日 【売上高減少額方式】 (大企業・希望する中小企業) 前年・前々年の6・7月の一日当りの売上 減少額×0.4/日又は、同前の 売上高×0.3/日のいずれか低い方 (上限20万円)

<申請受付>

売上高方式を選択する中小企業 7月14日(水)午後1時～9月3日(金)

大企業、売上高減少額方式を選択する中小企業 8月2日(月)午後1時～9月3日(金)

※売上高減少方式の場合、7月の売上高が確定している必要があるため受付が8月からになっています

③新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

飲食店・喫茶店等、遊興施設で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗にたいし、午前5時～午後9時までの間の営業を要請(酒類提供午前11時～午後8時30分まで)

要請期間 京都市 7月12日～8月1日 京都市以外の地域 7月12日～7月25日

協力金

【売上高方式】

～8万3333円…2.5万円/日

8万3333円～25万円…2.5万円～7.5万円(1日の売上高の3割)

25万円～…7.5万円/日

【売上高減少方式】

前年・前々年の6・7月の一日当りの売上減少額×0.4/日又は、前年・前々年度の売上高×0.3/日のいずれか低い方(上限20万円)

○中小企業への月次支援金

※緊急事態措置または、まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短要請または、外出自粛等の影響により、2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月（＝基準月）と比べて50%以上減少している月（＝対象月）。（一時支援金（上記）の仕組みを用いることで事前確認や提出資料が簡略化されています）

給付額 = (2019年または2020年の基準月の売上) - (2021年の対象月の売上)

※上限: 中小法人 20万円/月 個人事業主 10万円/月

事務局 相談窓口 0120-211-240(土日・祝日含む全日 8:30-19:00)

申請受付 4・5月分/6月16日～8月15日(特例の申請受付は6月30日～)

6月分/7月1日～8月31日

特例: 確定申告義務がない個人事業主や新規開業、罹災、合併、NPO法人等

●京都府酒類販売事業者支援金

対象 酒類の提供を停止している飲食店（4月以降、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店）と直接または間接の取引を反復継続して行っている府内の酒類販売事業者等（酒類製造業者を含む）に対して、**国の月次支援金に上乗せして支援金を支給**

支給額 月次支援金対象月の売上減少額と、月次支援金給付額の差額に対して支給

※売上額が50%以上減少している場合 中小法人等:上限20万円/日 個人事業主等:10万円/日

※売上額が70%以上減少している場合 中小法人等:上限40万円/日 個人事業主等:20万円/日

申請期日 4月～6月分 7月16日(金)～9月30日(木)

7月分 8月6日(金)～11月1日(月)

○「京の飲食」安全対策向上事業

※飲食店等の飛沫防止・換気対策を支援する補助制度

飛沫防止、換気対策の向上につながる機器等の整備に対する助成

対象経費 飛沫防止装置（アクリル板、透明ビニールカーテン等） 換気設備（換気扇、換気機能付きエアコン等） ウィルス除去機能付き空気清浄機 二酸化炭素濃度計 等

補助率 3/4（上限20万円または30万円）

※感染対策モニタリング参加店への協力金 1店舗あたり3万円または5万円

京都府内の飲食店・喫茶店、遊興施設等が対象。CO₂センサーによる継続的な測定・データ提供（CO₂濃度モニタリング事業）する飲食店等を公募し、「CO₂濃度モニタリング協力店」として登録

【Aコース】2021年7月1日～10月15日のうち3か月間に、CO₂センサーの測定結果を手動で記録し、定期的に報告（データは手動送信） 協力金額3万円 機器整備補助金上限20万円（補助率3/4）

【Bコース】2021年7月1日～2022年2月28日までの8か月間に通信機能付きCO₂センサーがデータを常時測定・送信（データは自動送信） 協力金額5万円 機器整備補助金上限30万円（補助率3/4）

※申請期間・申請方法(延長されました！)

モニタリング協力店登録 2021年5月7日(金)～**8月31日(火)**※当日消印有効

機器整備補助金 2021年5月7日(金)～**8月31日(火)**※当日消印有効

CO₂濃度データ提供協力金 2021年10月1日(金)～2022年**1月31日(月)**※当日消印有効

※お問い合わせ

「京の飲食」安全対策向上事業コールセンター **075-256-8143** (月～土、9:00-17:00)

メールアドレス kyotoanzen@bsec.jp

○雇用調整助成金特例措置の延長

※4月末まで 日額上限:(一日一人当たり)15,000円

※5月～9月の特例措置(10月以降も延長の方向で検討中。8月に正式に告知予定)

①原則的な措置/日額上限:(一日一人当たり)13,500円(助成率9/10(中小企業))

②感染拡大地域特例・業況特例(全国・特に厳しい企業)/日額上限15,000円(助成率10/10)を維持

※業況特例/生産指標が直近3か月で前年か前々年比で30%以上減少している全国の事業所

○京都市中小企業等再起支援補助金

京都市独自

補助対象者 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主

※時短要請協力金の対象外の事業者で、2020年12月～2021年7月までの任意の一か月の売上高が前年または前々年同期比で売上高が30%以上減少しているもの。(2020年8月以降開業の場合は、任意のひと月と直前の3か月の平均売上高と比較する)

※商店街、業界団体等のうち、「主たる事業所を市内に設けていること」か「構成員の半数以上が市内に事業所を設けていること」のいずれかを満たすもの。

補助対象経費 感染防止対策や事業を継続させるための新たな取組のための経費(ただし、2/3以上の金額は府内調達するなどが条件)

※感染防止策対策(消毒液、マスク、空気清浄機、パーティション、仕切り版、サーモグラフィーなど)

※事業・経営改革(ネット販売のシステム構築、テレワーク導入のためのパソコン・タブレット)

補助上限 法人・団体15万円、個人事業者10万円 補助率:3/4

事業対象期間 2021年3月1日～10月15日(まで延長)

※申請は事後申請(事業実施後に根拠資料添付のうえ申請)

※受付期間:4月12日～7月30日

※問い合わせのためのコールセンター 0570-003-756(平日9:00-17:00)

学生・若者への支援

○学費が払えないとき

大学等修学支援制度(給付奨学金+授業料減免)

※世帯年収380万円以下(モデル世帯)が対象。コロナ減収後の見込み年収で申請可。

「家計急変」は随時受付。

※お問い合わせは各学校、日本学生支援機構へ

・学校独自の授業料減免が受けられる場合もあります。

○奨学金を返せないとき

返還の減額、猶予制度 日本学生支援機構(奨学金相談センター)0570-666-301

※減額…年収325万円以下(個人事業主などは所得225万円以下)

※猶予…年収300万円以下(個人事業主などは所得200万円以下)

- ・コロナでの「家計急変」は減収後の推定年収で申請可

○生活費が足りないとき 社会福祉協議会

総合支援資金（単身世帯月15万円×原則3カ月まで）

緊急小口資金（上限20万円）

※無利子・保証人なし（21年3月まで）の公的貸付制度

※学生も利用可

○家賃を払えないとき 社会福祉協議会

住居確保給付金（家賃3カ月分を給付、最長12カ月）

※離職・廃業、減収で住居を失う恐れのある方が対象

※親から支援を受けていない自宅外の学生も。留学生も対象です。

○年金保険料を払えないとき

学生納付特例制度（納付猶予）

※自身の収入が年118万円以下の学生が対象

※コロナ減収の場合は所得見込みで申請可

○医療費を払えないとき

全国に無料・低額診療の医療機関があります

※「保険証がない」「お金がない」方もご相談ください

○お仕事の困りごと

失業、解雇、休業補償などの相談窓口

※全労連 労働相談ホットライン 0120-378-060

新型コロナウイルス対応休業支援金（生活支援の項目を参照）

○新型コロナウイルス対応休業支援金(再掲)

※主に以下の条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給。

※店舗が入居しているショッピングセンターの施設全体が休館し休業となった場合なども対象になります。

シフト制、短時間休業、日々雇用、登録型派遣の方も雇用実態により対象となります。**アルバイトの学生の方も対象です。雇用保険の被保険者でなくても対象となります。事業者の協力が得られない場合でも申請できます。(P3-P4を参照してください)**

掲載情報：日本共産党 京都市会議員団・京都府会議員団調べ